

たばこ税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表  
改正後

(納期限の延長についての担保の提供)

第十四条 省 略

2 法第二十二條第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

(記帳義務)

第十七条 省 略

254 省 略

5 法第二十二條第二項に規定する特例申告者は、関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る製造たばこの区分、区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第四条の十二第二項(帳簿の記載事項等)の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

6 省 略

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。

(たばこ特別税に関する政令の一部改正)

2 たばこ特別税に関する政令(平成十年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

(担保の提供)

第三条 法第十三條第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、

改正前

(納期限の延長についての担保の提供)

第十四条 同 上

(記帳義務)

第十七条 同 上

254 同 上

5 法第二十二條第三項に規定する特例輸入者は、関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る製造たばこの区分、区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第四条の十二第二項(帳簿の記載事項等)の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

6 同 上

たばこ税法第二十二條第一項、第二項若しくは第四項の規定により担保を提供する者又は同條第三項後段若しくは同法第二十三條第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならない。

2・3 省略

たばこ税法第二十二條の規定により担保を提供する者又は同法第二十三條の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならない。

2・3 同上